

流道管第349号
令和6年6月21日

流山市自転車駐車対策審議会
会長 寺部 慎太郎 様

流山市長 井崎 義浩



流山市自転車駐車場の利便性向上に資する利用形態等の見直しについて（諮問）

このことについて、流山市附属機関に関する条例（昭和46年条例第6条）第2条の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

- （1）自転車駐車場の施設需要に沿った使用料の設定及び免除対象の拡充について
- （2）道路交通法等の改正を踏まえた受け入れ車両の見直しについて

2 諮問理由

流山市自転車駐車場は平成21年4月1日施行の流山市自転車駐車場条例により、設置され運営を行っています。

しかしながら、本条例は消費税増税等による改正を除き、これまで抜本的な見直しを行っておりません。

この間、本市の都市構造の変化等や関係法令の改正など、自転車駐車場を取り巻く環境は大きく変化しており、今後多様化する利用者のニーズに適切な対応ができないことが予想されます。

このような状況を踏まえ、条例制定時からの社会情勢の変化に対応し、施設利用者の利便性向上を目指し、上記の諮問内容について、貴審議会の意見を求めたく諮問致します。